

# 山梨県公報

第五百二十四号

令和六年

十二月九日

月 曜 日

## 目次

○土地改良区の解散の認可.....	四六一
○収納代理金融機関の指定の一部改正.....	四六一

## 告示

### 山梨県告示第二百七十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第六十七条第二項の規定により、令和六年十一月二十八日石和町東部土地改良区の解散を認可した。

令和六年十二月九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

### 山梨県告示第二百七十一号

収納代理金融機関の指定(平成十五年山梨県告示第四百四十四号)の一部を次のように改正し、令和七年四月一日から適用する。

令和六年十二月九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎  
表中「歳入金、戻入金及び雑部金」を「歳入金(口座振替に限る。)」に改める。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番